

農地法第3条許可申請の手続きの流れ

農業委員会事務局では皆様からのご相談に応じて必要な手続きなどをご説明いたしますので、お気軽にお尋ねください。

なお、ご相談から許可申請・許可指令書交付までの流れは以下のとおりです。

申請に関する事前相談

農業委員会事務局窓口、または、電話でご相談ください。

【住所：雄武町字雄武 700 番地（雄武町役場 2 階） 電話：0158-84-2121】



申請書類の入手・作成

申請内容に応じて『(様式第1号の1) 農地法第3条の規定による許可申請書』等に必要事項を記入してください。

許可申請の添付書類は、別添『農地法第3条許可申請に必要な書類一覧』をご参照ください。なお、申請内容に応じて必要となる書類が異なりますので、ご注意ください。



申請書提出前の再確認

誤記や記入漏れ、添付書類の不足等がないか、提出前に再度確認してください。

※記入内容の不備や添付書類の不足により、審査保留や不許可になる場合があります。



許可申請書の提出

農地法第3条の規定による許可申請書と添付書類を農業委員会事務局に提出してください。

注1) 標準受付期間：毎月月末まで（但し、5月を除く）

許可申請書の審査

申請書類等の記載内容を確認し、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査するとともに、必要に応じて申請者に聴取りを行います。また、農業委員会総会に先立ち現地調査を行います。



農業委員会総会

翌月の農業委員会総会において、許可・不許可の意思決定を行います。



許可指令書の交付

農業委員会総会の決定に基づき、許可指令書（不許可通知書）を交付します。

注1) 月末が土曜日の場合は前日、日曜日・祭日の場合は翌日。（連休の場合は前日まで）

2) 農地法第3条の許可申請書の受付から許可指令書の交付までの事務の標準処理期間は4週間とされています。